

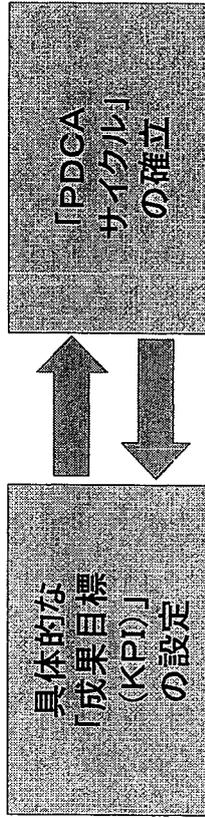
# 地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）

28年度概算決定額 1,000億円（新規）  
 （事業費ベース 2,000億円）

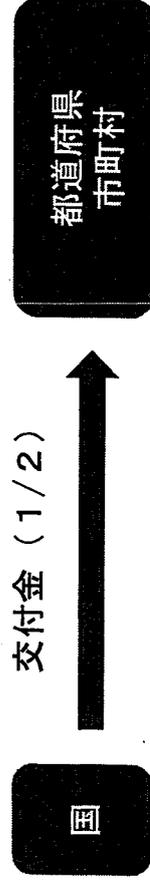
## 事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ①先駆性のある取組
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ②既存事業の隘路を発見し、打開する取組
  - ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組
- ③先駆的・優良事例の横展開
  - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

### 【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣府が認定

## 期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

◆ローカルイノベーション

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆ローカルブランディング/DMOを核とした観光振興

- ・地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要の人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能をも有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- ・広域観光戦略の実現に向け、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆サービス生産性の向上等

- ・地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- ・対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進める。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・出生率向上の取組の一環として、20～30代の子育て世代の被雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- ・「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆コンパクト化と交通ネットワークの形成等

- ・一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

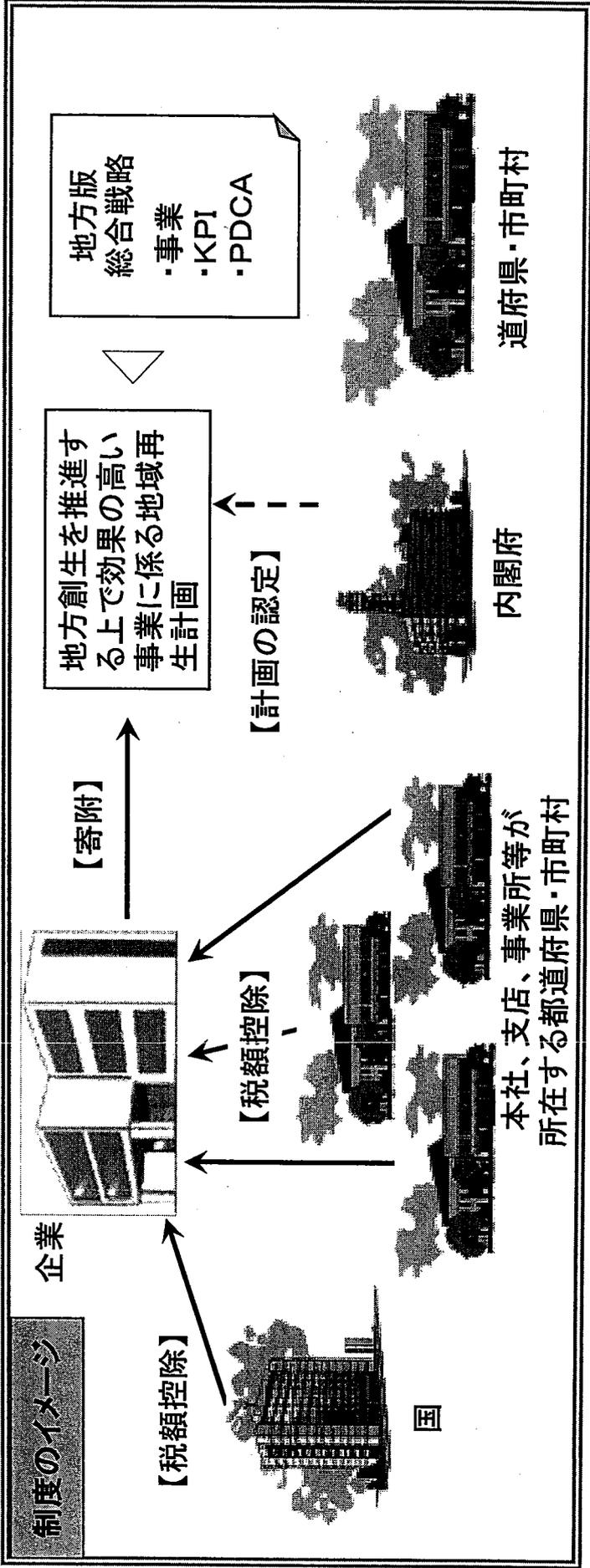
※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。

## 地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する。

（効果）

- ・ 企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完



## 【制度の概要】

### 1. 対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体を対象とする。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外する。

- ・ 地方交付税の不交付団体であること
- ・ 市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること  
(→東京都、23特別区、東京圏に所在する不交付団体(18市町)が対象外となる。)

### 2. 優遇措置を受けるための手続き

- ① 1. の地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業(重要業績評価指標(KPI)の設定、PDCAの整備等)について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける。
- ② 認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税の優遇措置を受けることができる。  
ただし、企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外する。

### 3. 優遇措置の内容

- ・ 現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の措置を創設する。
- ・ 寄附額に対する控除額の割合は、法人住民税、法人事業税、法人税の合計で寄附額の3割とする。

〔 法人住民税で寄附額の2割を控除

法人住民税で2割に達しない残り分を、法人税で控除(ただし、寄附額の1割が限度)

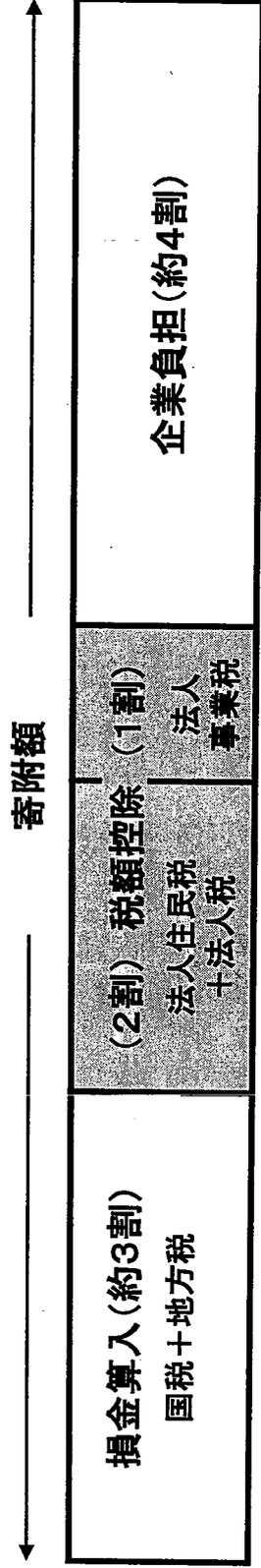
〕 法人事業税で寄附額の1割を控除

- ・ 納税額に対する控除額の上限は、法人住民税20%、法人事業税20%(※)、法人税5%とする。  
(※) 地方法人特別税廃止後は15%
- ・ 1企業における1事業当たりの寄附額の下限額は、10万円とする。

### 4. 寄附企業に対する地方公共団体の行為の制限

- ・ 地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える次のような行為を行ってはならない。
  - ・ 寄附額の一部を補助金として供与すること
  - ・ 入札や許認可で便宜を図ること
  - ・ 有利な利率で融資すること

### [税制措置のイメージ]



### 3. 「生涯活躍のまち」制度

地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられることのできる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

#### 「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援
  - ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定
  - ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心
  - ・移住希望者に対し、きめ細かな支援(事前相談、お試し居住など)を展開
2. 「健康でアクティブな生活」の実現
  - ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など、社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

従来の高齢者施設	居住の契機	生涯活躍のまち
主として介護状態になつてから選択	健康から選択	健康時から選択
高齢者はサービスの受け手	高齢者の生活	仕事、社会活動、生涯学習などに積極的に参加(支え手としての役割)
住宅内で完結し、地域との交流が少い	地域との関係	地域に溶け込んで、多世代と協働

3. 地域住民(多世代)との協働
  - ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。
4. 「継続的なケア」の確保
  - ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保
5. 地域包括ケアシステムとの連携
  - ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備(既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等)することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

#### 各種の支援措置

- 情報支援
  - ◎ 生涯活躍のまちに関する「手引き」を作成
- 人的支援
  - ◎ 関係府省からなる「生涯活躍のまち支援チーム」による支援
- 財政支援
  - ◎ 交付金(27年度補正、28年度予算)を通じた先駆的な取組の支援等

#### 地域再生法の改正: 「生涯活躍のまち形成事業」の導入

